

自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

I 工事概要

1. 工 事 名：令和4年度新宿御苑支障木・危険木除去等工事（その2）
2. 工事場所：東京都新宿区内藤町11 新宿御苑内（別添1）
3. 工 期：令和5年3月31日まで
4. 工事内容：新たに危険木が確認されたことから、樹木の倒壊及び落枝などによる事故防止を目的に、維持管理業務で対応できない、クレーンや特殊な技能などが必要な高木の剪定及び伐採を行うもの。

・基本剪定	24本
・危険木伐採（吊切り）	4本
・折損枝等処理	2本
・発生材のリサイクル処理	一式

（想定量：枝葉70t、幹15t）

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事は、建設工事における週休2日制の試行対象工事である。
3. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
4. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
5. 以下の項目は、該当する口欄に「レ」の付いたものを適用する。

III 特記事項

1. 地域事項の概要（新宿御苑について）
 - ・東西約1km、南北約0.7km、面積約58haと広大であるため、工事箇所を複数設定する場合は箇所数に応じた現場代理人の補助者を定めること。
 - ・工事の実施時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとすること。その他の時間の工事実施については、新宿御苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）に申し出て承認を得ること。
 - ・雨天時、降雪時（軽微な場合を除く）の高所作業は原則認めない。
 - ・新宿御苑の休園日は毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日（特別開園日を除く）である）。
 - ・休日（土曜、日曜及び祝祭日）の工事は認めないが、施工上やむを得ない理由があるときは、管理事務所に休日作業願を提出し事前に承認を得ること。
 - ・新宿御苑の基本的な開園時間及び閉園時間は次表のとおりである。

期間	開園時間	閉園時間
----	------	------

10/1～3/14	9:00AM～4:00PM	4:30PM
3/15～6/30 8/21～9/30	9:00AM～5:30PM	6:00PM
7/1～8/20	9:00AM～6:30PM	7:00PM

なお、早朝開園の実施や新型コロナウイルス感染症に係る状況により、表と異なる場合があるため、新宿御苑ホームページも参照すること。

<http://www.env.go.jp/garden/shinjukugyoen/2_guide/guide.html>

- ・ 工事にあたっては、「新宿御苑内工事作業心得要領」を厳守し、作業責任者は作業員の規律保持に留意すること。
- ・ 作業員の新宿御苑への出入りは管理門より通行すること。
- ・ 工事にあたっては、管理事務所から貸与する腕章を着用すること。
- ・ 工事開始前及び工事終了後は、その旨を管理事務所に報告すること。
- ・ 園内への車両の乗り入れは、4 tまでとする。ただし、管理区域（管理門及び管理事務所北側）及び正門・正門横スペースについては大型車（10 t）の乗り入れは可能である。
- ・ 園内での車両通行は、休園日や開園前などを基本として計画的に行い、ハザードランプ点滅の上、最徐行を厳守すること。
- ・ 園内の施設・構造物等や樹木を損傷したり、公園利用者に被害を及ぼしたりすることのないよう十分注意し、常時工事区域周辺の安全管理を行うこと。
- ・ 園内の施設・構造物等に、破損・汚損等の損害を与えた場合は、監督職員に直ちに連絡するとともに、請負者の責任において速やかに原状復旧すること。
- ・ 園路の通行止めを要する等の新宿御苑の供用に影響する作業にあたっては、予め監督職員に電子メール等で計画を提出し、確認を受けること。
- ・ 工事に伴う騒音、通行止め等について、公園利用者、住民等へ必要に応じ事前にポスター及び掲示等により周知を図るとともに低減に努め、問合せ及び苦情に対応する。
- ・ 工事にあたっては、疑義点が生じた際には、監督職員に協議すること。
- ・ 本特記仕様書に記載がなくとも、本工事を遂行するうえで当然必要な施工上の事項については請負者の負担とする。

2. 一般共通事項

- ☑ (1) 工事完成図のサイズは（□A1、☑A3）とする。
- ☑ (2) 工事写真は、（☑A4 版、□ 版）の工事写真帳に整理して1部提出する提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。
- ☑ (3) 「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）（環境省ホームページに掲載（毎年2月改正））において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績（設備及び公共工事）について、当該年度の調達実績集計表（物品・役務及び公共工事）を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (4) 提出書類等は、契約書及び仕様書に記載された書類を一式作成し、監督職員に提

出する。なお、完成時は工事概要、完成図、実施工程表、出来高数量報告書、工事写真記録を A4 版ファイルで整理すること。

3. 施工条件

(1) 工事全般関係

- ①各種積算の取組：現場環境改善費は効果が期待できないため積算しない。
- ②積算補正：施工地域区分：市街地（DID 補正）
- ③調査対象工事：工事着手前に土質状況や関連する周囲を含め現況等を確認し、図面・写真などに整理のうえ監督職員に報告し、その指示に従うこと。本工事に使用する重機等は、車両の進入できる範囲が限定されるため、現場確認を行い、安全に運搬できる車種を選定すること。

(2) 環境対策関係

- ①自然環境及び景観等保全のための制約
 - a. 要因：新宿御苑の運営
 - b. 対象箇所：新宿御苑内全域
 - c. 制約内容：Ⅲ 1. 地域事項の概要を参照

(3) 安全対策関係

- ①交通誘導警備員の配置
 - a. 対象要因：新宿御苑外周部危険木伐採等
 - b. 対象箇所：園外隣接道路、園内一般利用エリア園路等
 - c. 対象期間：新宿御苑外周部での施工期間中等（適宜）
 - d. その他：監督職員に予め確認すること。工事に際しては、歩行者や車両の安全を確保するため、必要に応じて交通誘導員を配置するなど安全対策を講じなければならない。
- ②対策をとる必要がある他施設との近接工事
 - a. 対象施設・管理者：周辺道路、建物等
 - b. 対象箇所：新宿御苑外周部
 - c. 施工条件：事前調整、手続き等
 - d. その他（協議状況他）：監督職員に予め確認すること。工事で新宿御苑の隣接道路を使用する場合は、あらかじめ道路管理者等に許可を得ること。
- ③保安設備及び保安要員の配置
 - a. 対象工種：剪定、伐採等
 - b. 対象箇所：園外隣接道路、園内一般利用エリア園路等
 - c. 対象期間：施工期間（作業中）
 - d. 対象要因：高所作業、重機等の使用を伴う作業、切り粉が飛散する作業等
 - e. その他：ロープ柵等の安全施設等により歩行者や車両の安全を確保するとともに、必要に応じて保安要員を配置すること。
- ④高所作業の対策
 - a. 対策内容：高所作業にかかる各種資格を有する者又は技能講習を受けた者により安全・円滑な遂行を図るとともに、高所での作業は、ヘルメット、

安全ベルト、安全ロープ等を使用し、十分な安全対策を講じること。

なお、令和4年1月2日からフルハーネス着用義務化へ完全移行されている点に留意すること。

(4) その他

- ①支給品・貸与品：新宿御苑管理事務所所有の手こぎボート(全長 3.5m)及びホイールローダー等は、監督員に事前連絡の上、無償で使用できる。使用に際しては細心の注意を払うとともに、請負者による故障等の修理は請負者が負担する。
- ②現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置
 - 可 設置条件：管理区域及び菊栽培所内（監督職員の指示による）
- ③工事用水及び工事用電力の構内既存設備
 - a. 工事用水：利用できる（有償、無償）、利用できない
 - b. 工事用電力：利用できる（有償、無償）、利用できない
- ④資材置場や作業場等
 - a. 場所：管理区域、菊栽培所内及び正門横スペース
 - b. 期間：履行期限まで
 - c. 制限内容：監督職員と協議
 - d. その他：正門横スペースは、一時集積及び大型車への積込み作業が可能

4. 基本剪定

- ・枝を整え樹形の骨格づくりを目的とした剪定をする。樹種の特性に応じ、適切な時期及び剪定方法により実施する。剪定の切り口は、暗色の癒合材を塗る。
- ・庭園内での作業となるため、原則として吊切りにて実施する。
- ・剪定頻度は5年/回前後であることを考慮し樹形の縮小を図る。
- ・敷地境界付近の樹木については、全体樹形を敷地境界（柵）から控えた位置となるよう剪定する。
- ・対象樹木が養生シート等で覆われている場合は養生シートを撤去し、安全管理上支障が懸念される場合は対応について監督職員と打合せを行うこと。
- ・工事対象樹木を示すテープは、完成検査後、取り外し処分する。

5. 危険木伐採（吊切り）

- ・別添の対象樹木リストで対処法を「伐採 急ぎ」とし対象樹木位置図にて「伐採 急ぎ」で示した樹木については、監督職員と打合せを行った上で速やかに作業に着手し、安全の確保を図ること。
- ・枯損木及び管理上支障となる樹木を伐採する。
- ・周辺樹木や工作物等に損傷を与えないよう原則として吊切りを行う。
- ・伐採位置はできるだけ低くし（概ね 15 cm以下）、切り口は角を落として墨を塗り、取り付けてあったナンバーテープを切株に取り付ける。
- ・株立ちとなっているものは、監督職員より指示があったものを除き、すべて伐採する。
- ・対象樹木がワイヤー等で支持されている場合は、ワイヤー等一式も併せて撤去する。

- ・ブナ科の樹木については伐採前にナラ枯れ被害の有無の確認を必ず行い、確認された場合は監督職員に報告するとともに伐採対象や伐採時期の変更、処理方法について調整を行うこと。
6. 折損枝等処理
- ・枝の落下等の防止等を目的とするもので、樹木の枯枝及び折損枝の除去を行う。
 - ・工事対象樹木を示すテープは、完成検査後、取り外し処分する。
7. 発生材のリサイクル処理
- ・当業務で生じた発生材等は、関連法令を遵守し、一般廃棄物として再資源化施設に持ち込み堆肥化等のリサイクル処理を行う。なお、良質な発生材については園内で使用する薪等に加工して管理区域等内に集積を行うこともできるものとする。
 - ・処理施設、集積箇所及び方法については、監督職員の承認を得ること。
 - ・リサイクル処理の対象及び量については、予め監督職員と協議の上で決定すること。
8. 各作業の数量等
- ・詳細については、別添の対象樹木位置図及び対象樹木リストを参照のこと。
 - ・倒木等によりこの数量に満たない場合は、監督職員と協議の上、代替樹木を選定等を行い実施すること。
9. 週休2日制の試行
- (1) 週休2日の考え方
- ①現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
 - ②現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含めない。
 - ③4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - ④現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
 - ⑤現場閉所による週休2日の対象外とする期間 無
 - ⑥受注者の責によらない現場開所
工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。なお、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
 - ⑦やむを得ない現場閉所

やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(2) 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

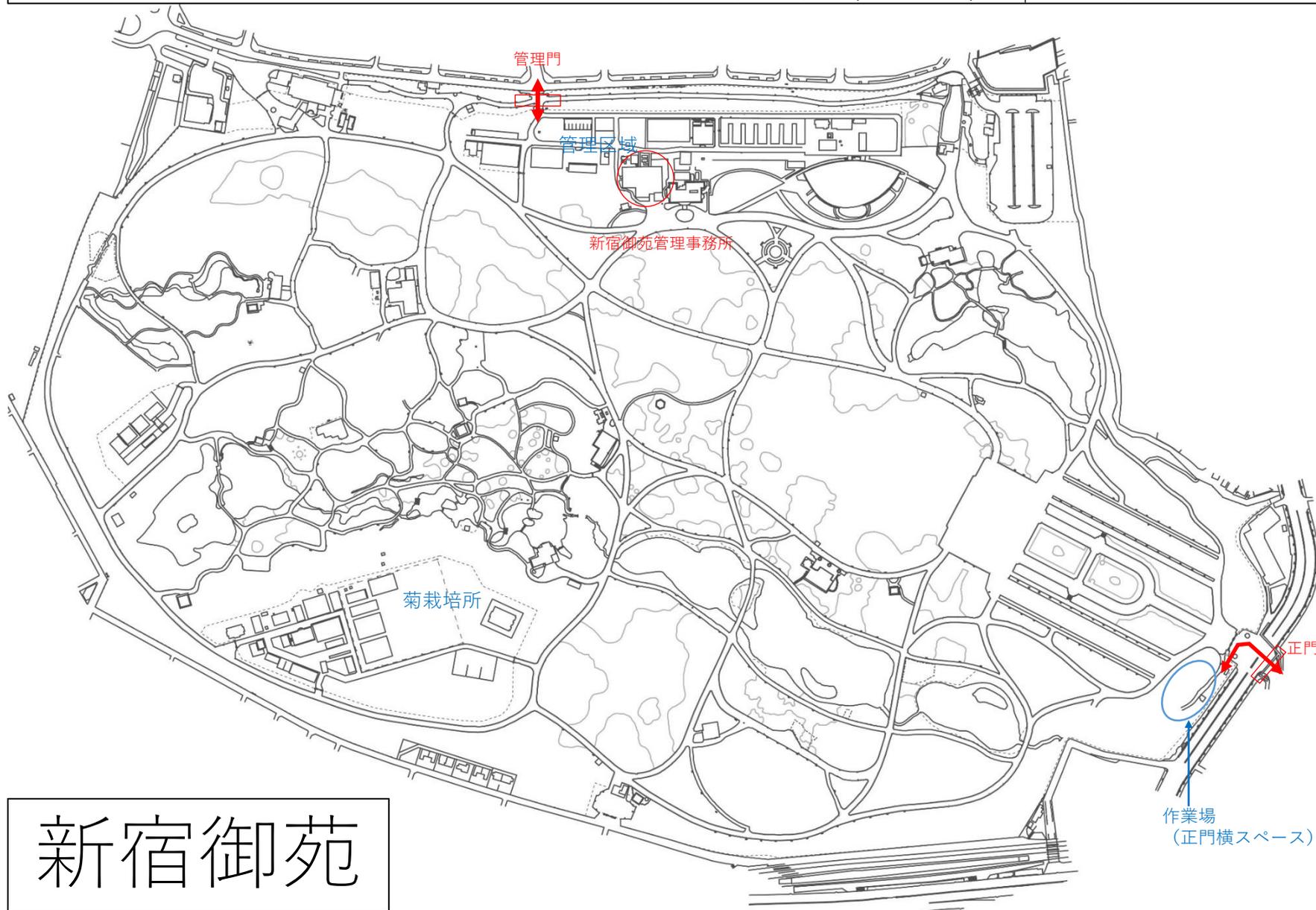
- ① 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- ② 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- ③ 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- ④ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

(3) 工事工程の共有

- ① 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- ② 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するの）について、受発注者で共有するものとする。
- ③ 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- ④ 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

(4) 現場閉所の達成状況及び精査

現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち、建築・設備工事については労務費、土木工事については各諸経費の補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。（労務費及び各諸経費の補正分は入札説明書等による。）



新宿御苑

対象樹木リスト 全工種

(番号順)

合計 30本

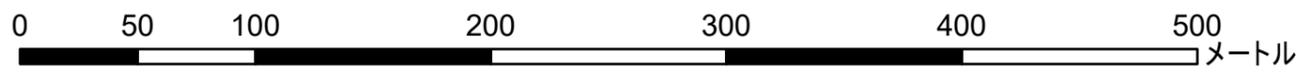
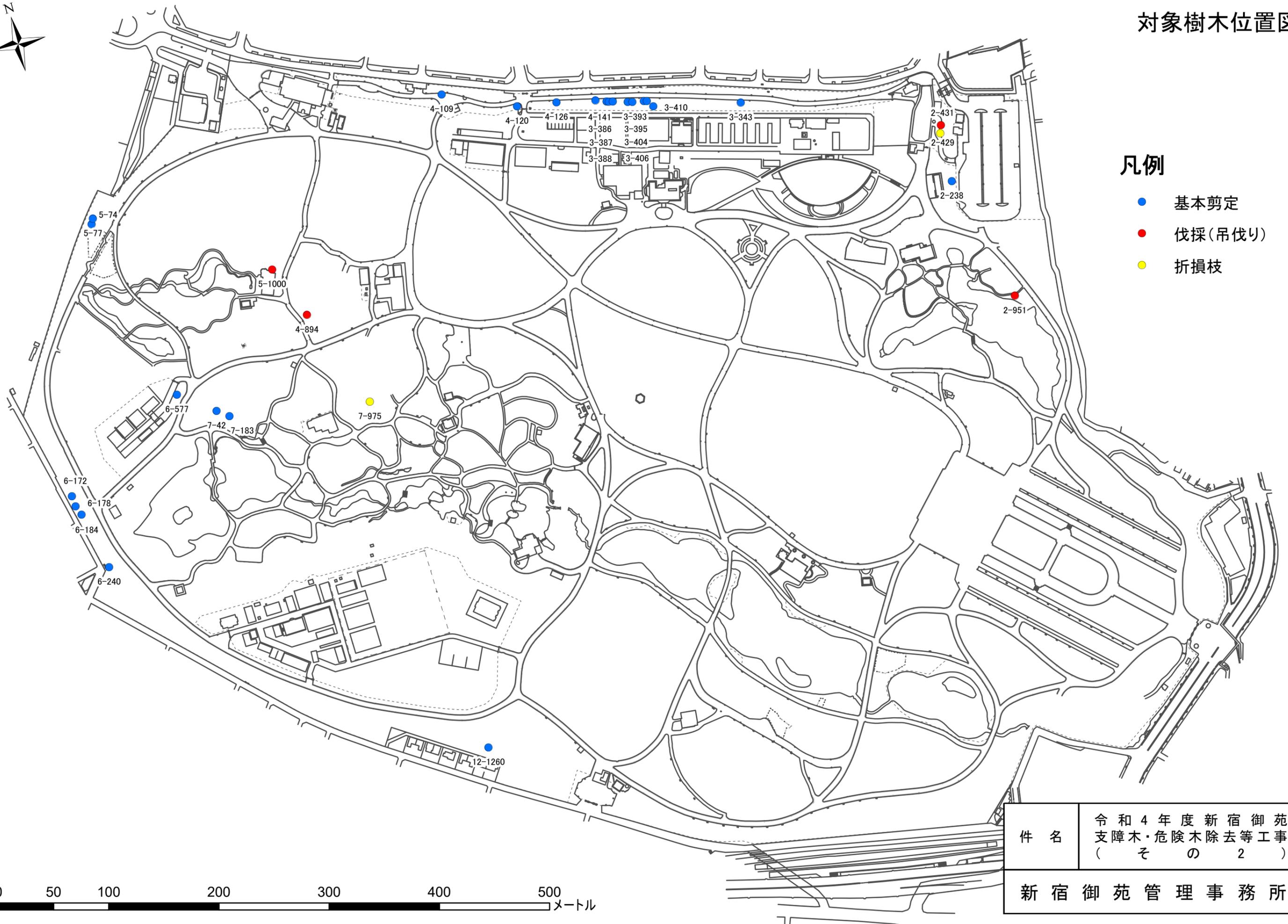
BL	区域	番号	linkid	樹種名	方針	方法	備考	樹高	幹周平均	規格	種別
43	2	238	2-238	ムクノキ	R4外注(その2)	基本剪定	強め、駐車場への越境あり	24	432.0	400~499	落葉広葉樹
27	2	429	2-429	ヒマラヤシーダー	R4外注(その2)	折損枝	園路上枯枝ありR4.10	27	249.0	200~249	常緑針葉樹
27	2	431	2-431	ヒマラヤシーダー	R4外注(その2)	伐採	R4.8衰弱確認	28	252.0	250~299	常緑針葉樹
75	2	951	2-951	サワラ	R4外注(その2)	伐採	診断結果×後、池側のため後日としていたもの	17	170.0	150~199	常緑針葉樹
10	3	343	3-343	イチヨウ	R4外注(その2)	基本剪定	散策路	24	239.0	210~239	落葉広葉樹
8	3	386	3-386	イチヨウ	R4外注(その2)	基本剪定	散策路	26	344.0	300~399	落葉広葉樹
9	3	387	3-387	イチヨウ	R4外注(その2)	基本剪定	内側へ傾斜のためR5でも	24	331.0	300~399	落葉広葉樹
9	3	388	3-388	イチヨウ	R4外注(その2)	基本剪定	散策路	26	251.0	240~269	落葉広葉樹
9	3	393	3-393	イチヨウ	R4外注(その2)	基本剪定	内側へ傾斜のためR5でも	26	265.0	240~269	落葉広葉樹
9	3	395	3-395	イチヨウ	R4外注(その2)	基本剪定	枝少なめR5でも	26	285.0	270~299	落葉広葉樹
9	3	404	3-404	イチヨウ	R4外注(その2)	基本剪定	散策路	26	230.0	210~239	落葉広葉樹
9	3	406	3-406	イチヨウ	R4外注(その2)	基本剪定	散策路	26	242.0	240~269	落葉広葉樹
23	3	410	3-410	イチヨウ	R4外注(その2)	基本剪定	散策路	26	296.0	270~299	落葉広葉樹
6	4	109	4-109	イチヨウ	R4外注(その2)	基本剪定	樹木周りの被覆等撤去後、状況により対処	29	450.0	400~499	落葉広葉樹
21	4	120	4-120	イチヨウ	R4外注(その2)	基本剪定	樹木周りの被覆等撤去後、状況により対処	22	401.0	400~499	落葉広葉樹
8	4	126	4-126	イチヨウ	R4外注(その2)	基本剪定	枯枝多数	23	413.0	400~499	落葉広葉樹
8	4	141	4-141	イチヨウ	R4外注(その2)	基本剪定	散策路	31	433.0	400~499	落葉広葉樹
80	4	894	4-894	ミズキ	R4外注(その2)	伐採	枯死	15	244.0	200~249	落葉広葉樹
45	5	74	5-74	シラカシ	R4外注(その2)(一科)	基本剪定	環5開通に伴う措置、R4.10 ナラ枯れ有り、薬剤注入	22	228.2	210~239	常緑広葉樹
45	5	77	5-77	シラカシ	R4外注(その2)(一科)	基本剪定	環5開通に伴う措置	16	128.0	120~149	常緑広葉樹
64	5	1000	5-1000	イヌシデ	R4外注(その2)(一科)	伐採	R4.9西休憩所工事キュービクル支障のため	19	92.0	90~119	落葉広葉樹
126	6	172	6-172	ケヤキ	R4外注(その2)	基本剪定	越境、樹高抑える	24	301.0	300~399	落葉広葉樹
144	6	178	6-178	ムクノキ	R4外注(その2)	基本剪定	電線支障木、越境、樹高抑える	14	109.0	90~119	落葉広葉樹
144	6	184	6-184	ケヤキ	R4外注(その2)	基本剪定	越境、樹高抑える	26	346.0	300~399	落葉広葉樹
162	6	240	6-240	ケヤキ	R4外注(その2)	基本剪定	越境、樹高抑える	24	257.0	240~269	落葉広葉樹
94	6	577	6-577	イチヨウ	R4外注(その2)	基本剪定	折損枝多数	24	371.0	300~399	落葉広葉樹
111	7	42	7-42	スタジイ	R4外注(その2)	基本剪定	枯枝多数あり、菊花壇までに実施	19	360.0	300~399	常緑広葉樹
111	7	183	7-183	スタジイ	R4外注(その2)	基本剪定	枯枝多数あり、菊花壇までに実施	15	250.0	240~269	常緑広葉樹
113	7	975	7-975	ケヤキ	R4外注(その2)	折損枝	かかり枝、折損枝多数	32	289.0	250~	落葉広葉樹
229	12	1260	12-1260	イチヨウ	R4外注(その2)	基本剪定	11-276シラカシ伐採のため、官舎への安全措置	30	421.0	400~499	落葉広葉樹

対象樹木位置図



凡例

- 基本剪定
- 伐採(吊伐り)
- 折損枝



件名	令和4年度新宿御苑 支障木・危険木除去等工事 (その2)
新宿御苑管理事務所	

新宿御苑工事作業心得要領

環境省新宿御苑管理事務所

(目的)

第1条 新宿御苑内において実施する工事について、来苑者及び工事の安全を確保し、且つ、工事の進捗を図るため本要領を定める。

(対象範囲)

第2条 本要領は、工事請負者を対象とする。

(工事請負者及び作業員)

第3条 工事請負者は、従事する職員及び、作業員の人数を新宿御苑管理事務所に毎日書面を持って報告するものとする。

(工事請負者の職員及び作業員の義務)

第4条 工事に従事する職員及び作業員は、次の事項を厳守するものとする。

1. 苑内では定められた腕章を常時つけるものとする。
2. 休憩時間中は新宿御苑管理事務所が指定する場所を使用するものとする。
3. 来苑者に不快感を与えるような服装及び、妄りな行為は慎むものとする。
4. 来苑者とのトラブルは絶対に起こしてはならない。
万一生じた場合は、直ちに新宿御苑管理事務所に報告するものとする。
5. 職員及び作業員の入退苑は、原則として定められた工事用門を使用するものとする。

(建設機械器具及び車両)

第5条 工事等請負者は苑内で使用する建設機械器具及び、車両(以下「車両等」という。)の種別、型式、運転手等の一覧表を作成し、新宿御苑管理事務所の承認を得るものとする。

(通行証)

第6条 第5条の車両等には、新宿御苑管理事務所が貸与又は指示する様式の通行証を常時掲出するものとする。

1. 通行証は、車両等の外部から一目で確認できる箇所に明示するものとする。
2. 通行証は、他の車両に転用してはならない。
やむを得ず車両等を変更する場合は、その都度新宿御苑管理事務所の承諾を得るものとする。
3. 貸与された通行証は、工事完了後速やかに新宿御苑管理事務所に返却するものとする。
また、新宿御苑管理事務所の指示により作成した通行証については、工事完了後速やかに処分するものとする。

(車両等の義務)

第7条 車両等を使用する苑内作業に当たっては、次の事項を厳守するものとする。

1. 車両等は、原則として低振動、低騒音型を使用するものとする。
2. 機械による掘削は事前に新宿御苑管理事務所職員の立会いの上地下埋設物の有無を確認してから行うものとする。
3. 車両等の苑内走行は、定められた経路及び、速度を守り、来苑者の安全確保には十分留意するものとする。

4. 車両等の走行に当たっては、緊急且つ、やむを得ない場合を除き警笛は使用しないものとする。
5. 車両等は、苑路以外の場所に侵入してはならない。
やむを得ず進入する場合は、新宿御苑管理事務所の指示を得るものとする。
6. 車両等の駐車は、指定された場所以外では行わないこと。
やむを得ない場合は、その都度新宿御苑管理事務所の指示を得るものとする。
7. 車両等の入退苑は、原則として定められた工事門を使用するものとする。

(作業時間)

第8条 作業時間は原則として午前8時30分から午後5時までとし、この時間外の作業を行う場合は事前に新宿御苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。

(祝日等の作業)

第9条 祝日は原則として作業は行わないものとする。また土、日曜日に行う作業は騒音、塵埃の少ないものとする。

(現場管理)

第10条 工事に当たっては、次の事項を厳守するものとする。

1. 請負者は工事着手に先立ち、新宿御苑管理事務所と協議の上工事門を設置し、必要に応じ警備員を配置するものとする。
2. 工事現場は原則として、保安柵又はシート等で囲みその中で作業を行うこととする。
3. 請負者は入苑者が工事現場に立ち入らぬよう注意看板を設置するものとする。
4. 請負者は、工事に伴い苑路の迂回等が必要な場合は、その都度新宿御苑管理事務所と協議の上、迂回指導板を設置するものとする。
5. 工場用資材置場は新宿御苑管理事務所の指定する場所を使用し、必ずシート等で覆うなどして、盗難にあわぬよう注意するものとする。
6. 工事現場及びその付近は、常に整理整頓を行うものとする。

(安全管理)

第11条 請負者の現場責任者は、工事現場の安全対策に万全を期するものとし、次の事項を厳守するものとする。

1. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに新宿御苑管理事務所に報告するものとする。
2. 危険物の取扱いは必ず危険物取扱責任者が行うものとする。
3. 工事現場における火器の使用は、工事目的に直接使用する場合に限るものとし、目的以外のために使用する場合は、事前に新宿御苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。

(その他)

第12条 請負者の現場責任者は、新宿御苑管理事務所との連絡を密にし、現場の円滑な運営に努めるものとする。

第13条 請負者は上記の事項について、工事に従事する職員及び作業員全員に周知徹底させるものとする。